

地域枠における従事要件等の取扱いに関する要項

令和 6 年 4 月 1 日
沖縄県保健医療介護部

1 趣旨

地域枠における従事要件等について、「令和 5 年度以降の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和 4 年 4 月 18 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）が各都道府県衛生主管部（局）宛てに通知されたことに伴い、次のとおり地域枠における従事要件等の取扱いについて定めるものである。

2 従事要件

- （１）「沖縄県医師修学資金等貸与規則」（平成 19 年 6 月 15 日規則第 70 号。以下「規則」という。）に従い、入学初年度から大学を卒業するまで 6 年間地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けるものとする。
- （２）在学期間中は沖縄県（地域枠）キャリア形成卒前支援プランの適用を受けるものとする。
- （３）大学卒業後、2 年以内に医師免許の登録を完了し、「沖縄県地域枠キャリア形成プログラム」に従い、沖縄県内で医師として 9 年以上勤務すること。

3 離脱要件について

退学、死亡、業務に起因する心身の故障による免職、重度の心身の故障など、猶予期間を設定しても医師として就業することが特に困難であると知事が認めた場合以外は、原則、離脱に同意しない。

4 不同意離脱の取り扱い

- （１）県が離脱を認めないまま従事要件から離脱した場合は、不同意離脱として扱う。
- （２）県は臨床研修、専門研修等において、国や関係団体から地域枠の従事要件や不同意離脱等に関して照会があった場合は、必要な調査、報告を行う。
- （３）不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専門医が認定されない等の不利益が生じる可能性がある。

5 同意書の提出

地域枠により入学を志願する場合、本人及び保護者等（法定代理人）は同意書を別途指定する期限までに県に提出しなければならない。

6 離脱にかかる手続き

地域枠における従事要件から離脱を希望する場合の手続きは次のとおりとする。

- （１）本人（本人により難しい場合は保護者等）が、沖縄県地域医療支援センター（以下「センター」という。）と協議を行うこと。
- （２）離脱事由が確認できる書類を提出すること。

- (3) 協議において、県及びセンターから離脱にかかる必要な手続きについて指示があった場合は、これに沿って対応すること。
- (4) 県は離脱の認否について、(1) から (3) の状況をふまえ、必要に応じて関係機関と協議のうえ決定する。

7 個人情報の取扱い

本要項の実施により取得した個人情報は、目的以外には利用しない。

附則

- (1) この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 要項設定以前に入学した地域枠の従事要件については、なお従前の例による。